

令和6年度

大阪府機械・金属製品製造関連産業

最低賃金専門部会

第1回 会議次第

令和6年8月22日（木）午後2時00分
（大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B）

1 開 会

2 議 事

- （1）部会長及び部会長代理の選出について
- （2）審議の進め方について
- （3）審議資料について
- （4）大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業
最低賃金専門部会委員名簿

令和6年7月25日任命

	氏名	現職	備考
公益委員	表田 充生	神戸学院大学法学部 教授	
	北川 亘太	関西大学経済学部 准教授	
	森 詩恵	大阪経済大学 副学長 経済学部地域政策学科 教授	
労働者委員	小竹 博	日本基幹産業労働組合連合会 大阪府本部 事務局長	
	清水 隆生	JAM大阪 書記長	
	山野 忠	近畿車輛労働組合 執行委員長	
使用者委員	大島 敬二	エスペック株式会社 取締役 執行役員	
	山田 正和	株式会社P I L L A R 総務人事部 次長	
	吉井 康富	株式会社鶴見製作所 執行役員 人事総務部長	

(五十音順)

令和6年度大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金

専門部会資料

資料	1	大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会運営規程	1
資料	2	令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料	3	令和6年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料	4	申出書	7
資料	5	大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金の改正決定について (答申) (写)	9
資料	6	最低賃金の改正決定等について (諮問) (写)	11
資料	7	令和6年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	13
資料	8	大阪府機械・金属製品製造関連産業の改正申出にかかる 企業内最低賃金に関する労働協約一覧表	15
資料	9	令和6年度改正の必要性の有無に係る意見書 (労働者側)	17
		(使用者側)	19
資料	10	大阪府内の最低賃金リーフレット	21
資料	11-1	令和6年春季賃上げ妥結状況 (最終報)	23
資料	11-2	令和6年春季賃上げ妥結状況 (詳細分析報告)	31

大阪地方最低賃金審議会

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(委員)

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

(会議の招集)

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(委員の出席等)

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の進行)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

る。

- 3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

- 2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(略称)

第9条 専門部会の略称は「大阪地方最低賃金審議会大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金専門部会」とする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年8月17日から施行する。

改正 この規程は、平成16年8月20日から施行する。

改正 この規程は、平成21年8月19日から施行する。

改正 この規程は、平成25年8月19日から施行する。

改正 この規程は、平成26年8月25日から施行する。

改正 この規程は、平成30年8月23日から施行する。

改正 この規程は、令和3年8月17日から施行する。

令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和6年7月2日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

記

地域別最低賃金専門部会

1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (4) 議決は、全会一致を旨とし、十分な議論を尽くすこと。

4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

特定最低賃金専門部会

1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

4 審議の基本方針

- (1) 適正な改定最低賃金額の早期発効に向け、従来の経緯を尊重しつつ、円滑な調査審議を行う。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

令和6年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和6年6月28日現在

最低賃金の件名及び産業分類	意向改正申出年月日	申出者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備考
大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, I644, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会 J E C 連合大阪地方連絡会 議長 平間 明弘	2,345	1,097 (46.8%)	労働協約ケース
大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治 J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣	14,877	6,396 (43.0%)	労働協約ケース
大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	全電線大阪地方協議会 議長 絹田 伸一 アルミ関連労働 議長 中浦 太一 全国伸銅労働組合連合会 会長 森 義仁	4,232	3,117 (73.7%)	労働協約ケース
大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣 基幹労連大阪府本部 委員長 金澤 治	56,706	24,093 (42.5%)	労働協約ケース
大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29(E2941, 297を除く), 30, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	電機連合大阪地方協議会 議長 嶋本 貴至	26,190	25,134 (96.0%)	労働協約ケース
大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	J A M 大阪 執行委員長 秋山 直宣 自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	13,467	5,650 (42.0%)	労働協約ケース
大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)	令和6年2月29日 令和6年6月28日	自動車総連大阪地方協議会 議長 森 茂喜	16,741	6,388 (38.2%)	労働協約ケース

改

正

決

定

※ 労働者数は、令和3年経済センサス-活動調査等に基づき推計

2024年6月28日

大阪労働局
局長 荒木 祥一 様

大阪市西区土佐堀1丁目6番3号

JAM大阪

執行委員長 秋山 直宣

大阪市此花区桜島2丁目1番26号

日本製鉄阪神労働組合大阪支部内

基幹労連大阪府本部

委員長 金澤 治

申 出 書



最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府下のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金の改正決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

大阪府におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の最低賃金改定に合意した当該産業の事業所で使用される労働者数 39,156人

2 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

大阪府において、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者。

但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 次に掲げる業務に主として従事する者

なお、「技能修得中の者」とは、企業に於いて実施される技能養成の対象と成っている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものである。

- ① 当該業務に従事した経験がない者では直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。従って、離転職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれない。
- ② 職場の内外に於いて集合的に実施されるもののほか、OJT（業務遂行の過程内に於いて仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれる。
- ③ 修得されるべき技能の内容及び技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
- ④ 技能訓練を実施する担当者又は責任者が定められているものであること。

以上、56,706人

3 改正を申し出る最低賃金の件名

大阪府 はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

4 申出の内容

上記3の最低賃金の改正を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者がおおむね3分の1に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 「24,093人」

大阪府におけるはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数 「56,706人」

= 42.5% → 3分の1以上

労働協約上の賃金の最も低い額	1,133円	/	時間額
現在適用されている法定最低賃金金額	1,070円	/	時間額

6 添付書類

- ① 申請代表者に対する委任状
- ② 合意労働者数の内訳
- ③ 労働協約・企業内協定書・確認書の写し
- ④ 労働時間合意書

以上



令和5年9月25日

大阪労働局長
木原 亜紀生 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置，配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業，船舶機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年7月4日付け大労発基0704第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、はん用機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が暖房・調理等装置、配管工事用附属品製造業、金属線製品製造業（ねじ類を除く）、農業用機械製造業（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械製造業、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属用金型・同部分品製造業、非金属用金型・同部分品製造業、産業用ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業又ははん用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,070円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和5年12月1日



大労発基 0702 第 2 号
令和 6 年 7 月 2 日

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子 殿

大阪労働局長
荒木 祥一

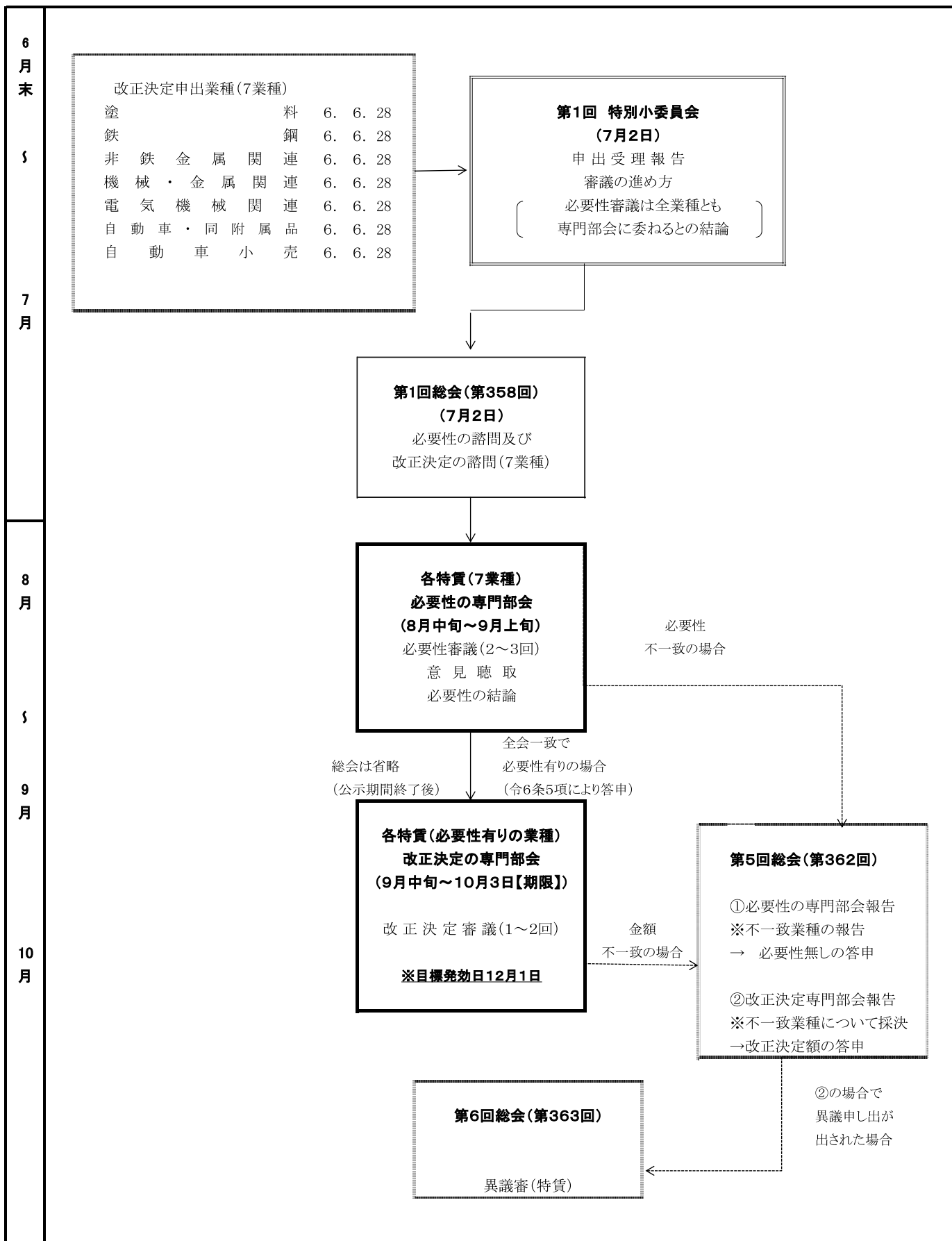
最低賃金の改正決定等について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、同法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金

令和6年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ



はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業の改正申出にかかる企業内最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額
時間額 1,070

事業場 番号	対象人数 (人)	労働時間 (月)	令和6年度協約金額	
			月額(円)	時間額(円)
1	249	150.0	175,000	1,166
2	31	152.5	171,912	1,169
3	30	151.2	212,000	1,402
4	537	153.3	203,500	1,320
5	473	161.4	188,000	1,167
6	65	158.3	188,600	1,192
7	734	161.3		1,200
8	126	153.7	191,500	1,246
9	212	155.0	188,800	1,218
10	461	158.0	192,600	1,219
11	220	151.0	206,995	1,371
12	2,477	158.0		1,200
13	188	161.3	203,200	1,260
14	58	153.1	183,875	1,201
15	744	155.9	195,600	1,254
16	7,409	155.0	182,435	1,177
17	5,195	155.6	213,000	1,368
18	1,055	158.0	178,950	1,133
19	85	156.9	195,000	1,243
20	60	156.0	203,220	1,302
21	75	155.7	205,400	1,330
22	1,763	160.0	193,000	1,206
23	639	160.0	193,000	1,206
24	60	156.5	199,000	1,271
25	21	161.3	197,870	1,227
合計	22,967			

- * 網かけ部分は、協定額のうち最低額
- * 同一企業の複数事業場分については、まとめて記載

令和6年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業業 最低賃金
労働側	

1. 産業別最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせ下さい。

一般機械器具・金属製品製造業は大阪府の産業構造の中において、極めて重要な位置を占めています。それは事業所数で「37.1%」、従業員数で「37.4%」、出荷額で「37.3%」、付加価値額で「39.5%」（大阪産業経済リサーチセンター：2023年調査 p 39、p 41、p 43）を占め、それらは大阪府下の全製造業の中で、最も高い構成比率となっています。このため、一般機械器具・金属製品製造業の産業的発展は、大阪府の発展・繁栄に直結しています。従って、この産業における公正競争条件を確保し、向上させることによって、産業全体のレベルを引き上げることは極めて重要な意味を持っています。そのためにはそれにふさわしい賃金水準の確保が不可欠です。この産業分野における熟練技能の継承が大きな課題となっている昨今、優秀な人材を確保する上でもこのことは避けて通ることはできません。

しかし、以下に記すようにこの産業における現行の賃金水準は、相対的に低位にあると言わざるを得ません。この産業の基幹労働者の最低賃金であるべき特定最賃の現行水準・1,070円は補助労働が多くを占める短時間労働者の賃金よりも低位にあります。賃金構造基本調査（厚生労働省、2023年実施）によると、大阪の製造業の短時間労働者の時間当たり所定内賃金は男子1,424円、女子1,281円となっています。また、関西圏におけるアルバイト・パートの時間当たり平均額（2024年6月リクルート社調査「製造・生産の職種」）は、1,284円、となっています。この間わが国の雇用形態の中で、最下層といわれるアルバイト・パートの時間額水準が大きく引き上げられてきました。他方、一般機械器具・金属製品製造業の基幹労働者を対象にした特定最低賃金の現行水準は1,070円に過ぎず、補助的労働が多くを占める短時間労働者の賃金より低位にあり、改正の必要性があるのは明らかです。

2. 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示し下さい。

①産業の実態〔経営実績、支払能力 等〕

コロナ禍から急回復してきた東証プライム上場企業は、円安や堅調な米国景気を追い風に好調を維持しています。財務省が6月1日に発表した、2024年1～3月期の法人企業統計調査によると、金融・保険業を除く全産業の経常利益は、前年同期比15.1%増加の27.4兆円で5四半期連続の増加となりました。1～3月期としては過去最高を記録しました。

また、2023年9月1日に発表した2022年の同年次調査においては、これまで、製造業で着実に利益が蓄積されてきた結果、利益剰余金は200兆円まで拡大しています。同剰余金は、2014年・123兆円、2015年・131兆円、2016年・140兆円、2017年・153兆円、2018年・163兆円、2019年・162兆円、2020年・167兆円、2021年186兆円と増加し続けてきました。資本金1,000万円から1億円規模の中小零細企業においても、2014年の117兆円から2022年の167兆円へと増加しています。しかし、稼いだ利益が設備投資や「人への投資」に回っていません。役員報酬や株主配当が増加しており、その証左として、2024年3月期の配当は15兆円を超え、過去最高の記録を更新しました。企業の支払い能力は十分すぎる状況にあります。

②賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

大阪府下において、この産業における最低賃金の適用対象となる労働者が多く結集する産業別労

働組合ジェイ・エイ・エム大阪（略称 J A M大阪、294単組、47,293名）の2024年春季生活闘争における賃上げ結果は、一般機械業種全体の単純平均で13,137円となり、ベア・賃金改善額は8,509円と、J A M大阪結成以来、最高額となりました。300人未満の獲得結果についても、過去最高額となり単純平均11,313円、賃金改善額は8,331円となっています。また、100人未満の中小では、単純平均は10,446円でベア・賃金改善額は7,828円とこの規模においても、過去最高額の獲得となっています。

また、大阪ハローワークにおける2024年4月入社の新規学卒者調査では、高卒初任給の平均月額が197,000円となっています。時間額換算では1,133円となります。この時間額は労働基準法で許された最大限の労働時間で月額を除したもの（年2085h/12ヵ月＝月173.75h）であり、この金額ですら現行の特定最低賃金（1,070円）を大きく上回っています。

③生活の実態〔物価、賃金水準 等〕

長引く物価高騰が家計を直撃しています。消費者物価指数（生鮮食品を含む総合）は2024年1月に前年同月比2.2%上昇にまで落ちてきましたが、電気代などエネルギー関連で上昇した影響等によって、2024年4月が前年同月比2.5%上昇、6月も前年同月比2.8%の上昇となっています。また、より生活実感に近い「消費者がよく購入する44品目」の指数では、前年同月比4.0%の上昇となるなど、依然として高止まりしています。

わが国では、貧困率（OECD加盟国ワースト6位）やジニ係数（同13位）にも見られるように富の格差は拡大の一途を辿っています。また、一人親世帯の貧困率は主要先進国の中でも最悪レベルとなっています。

人事院発表の18才単身者の負担費修正標準生計費（2023年4月）の全国平均月額は165,042円となっています。日本の月間平均所定内時間（厚生労働省 毎月勤労統計調査2023年）126.3hで換算しても1,306円となります。現行の特定最低賃金額1,070円は、この水準を大きく下回っており、この産業で働く基幹的労働者が生計を営むことが困難な賃金水準となっています。このような賃金しか支払われない企業であるならば、この産業における存在価値を問われても仕方ありません。

3. その他

これまで、私たちは「最賃協定は当該企業における組合員や従業員の賃金を下支えするとともに、最低賃金法にもとづく、特定最低賃金の審議に影響を及ぼすことができる社会的な機能を有している」として、企業内最賃の協定締結組合の拡大と水準引き上げの取り組みを強化し、公正競争ケース方式から労働協約ケース方式への転換を果たしてまいりました。しかし、この間の地域別最低賃金の上昇により、特定（産業別）最低賃金が機能を失う事態が東京や神奈川で発生し、大阪においても今、このことに直面しています。

現在、特定最賃を存続させていくうえで問題になっているのは、現制度が当該産業で基幹的な業務に従事しているとはいえないような低賃金層の者までもが、適用対象労働者の範囲の中に入っている点にあります。

特定最低賃金は今後、少子高齢化により競争激化が予想される労働市場における当該産業の社会的地位を表すものであり、産業の存続と発展にとって極めて重要な要素となります。

私たちは、これらのことを踏まえ、公益側、使用者側の委員各位にご理解を得られるためにも、本来の特定最低賃金の適用対象労働者である基幹的な業務に従事する労働者を念頭に入れ、現在の適用労働者の範囲をさらに絞り込んだ試案をこれ以後、お示ししていく所存であります。

2024年7月29日

（記述責任者）

J A M 大阪

書記長 清水 隆生

特定最低賃金改正の必要性の有無に係る意見書

●特定最低賃金名

大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具、業務用機械器具製造業、暖房装置配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造、修理業、舶用機械製造業最低賃金

●労・使：使用者側

1、大阪府における特定最低賃金の、改正の必要性の有無に関する意見

特定最低賃金そのものの必要性は無いと考えます。

2、上記1と判断した理由

昨今の物価高騰への考慮や人手不足の深刻さからすると、最低賃金の引上げを通じた賃上げの必要性については十分理解できるものです。

ただ、その最低賃金については、地域別最低賃金において保障されている（2024年度は大幅な引き上げが行われた）ことからすると、特定最低賃金は屋上屋を重ねるもの（昨年の意見書にも記載）ではないかと懸念されます。

また、特定最低賃金は、会社（特に価格転嫁が厳しい中小企業）によっては、無理な賃金の引上げにより利益を圧迫することにもなり、ひいてはそれが企業格差のさらなる拡大、雇用削減につながる懸念されます。

したがって、個別各社の賃金は収益と人件費の兼ね合いにより各社の自律的な判断に任せることが適切であると考えます。

●記述責任者

氏 名 大島 敬二

記述年月日 2024年8月15日

令和5年度大阪府内の最低賃金

大阪府最低賃金	時間額(発効年月日)	適用の範囲	
	1,064円 (令和5年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者	
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方	
塗料製造業	1,070円 (令和5年12月1日)	(1)18歳未満又は65歳以上の方 (2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方	次の業務に主として従事する方 (1)ラベルはりの業務 (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
鉄鋼業	1,066円 (令和5年12月1日)		
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	1,070円 (令和5年12月1日)		
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,068円 (令和5年12月1日)		次の業務に主として従事する方 (1)手作業による包装又は袋詰めの業務 (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務
自動車・同附属品製造	1,068円 (令和5年12月1日)		
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)		備考 (注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。
自動車小売業	1,064円 大阪府最低賃金 (令和5年10月1日)		

賃金引上げをご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①中小企業・小規模事業者の状況に応じた専門家による無料相談
- ②業務改善助成金・キャリアアップ助成金など、賃上げに伴う助成金
- ③他省庁が行う、賃上げに伴う補助金、税制控除、融資の支援策

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502)

または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

賃金引上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ

1 働き方改革や経営改善に向けた相談先

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談に対して、労務管理等の専門家による窓口等での相談、企業への訪問相談を行います。

詳しくは **TEL:0120-068-116** Email:hatarakikata@sr-osaka.jp



大阪府よろず支援拠点

売上拡大や経営改善など、経営上のあらゆるお悩みの相談に対応します。また、地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

詳しくは **TEL:06-4708-7045**



どの支援が合うか迷ったら、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターに相談してみてね！



2 賃金引上げを支援する制度

業務改善助成金 ※中小企業向け

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業者等に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

詳しくは **業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440**



キャリアアップ助成金 ※中小企業以外も利用可能

有期雇用労働者等非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

詳しくは **大阪労働局職業安定部 雇用保険課 助成金センター**

大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル9階 **TEL:06-7669-8900**



その他の賃金引上げ支援制度 ※中小企業向け

(1)中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たしたうえで賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。

詳しくは、**中小企業税制サポートセンター TEL:03-6281-9821**



(2)企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業者等に対し、設備資金や運転資金を2億7千万円までは特別貸付で融資します。

詳しくは、**日本政策金融公庫 TEL:0120-154-505**



(3)中小企業等事業再構築促進事業（事業再構築補助金）

経済社会の変化に対応する思い切った事業再構築を支援する補助金。業況が厳しく最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者には最低賃金枠にて引き続き補助率・採択率を優遇。

詳しくは、**事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088**



(4)ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)

中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。

詳しくは、**ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL:050-8880-4053**



賃金引き上げ特設ページを開設！

賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や賃金引き上げに向けた政府の支援策など賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。



令和6年6月7日(金)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 裏野・立石

▽直通 06-6946-2604

令和6年 春季賃上げ要求・妥結状況

最終報

【集計組合数:554組合(加重平均)】

【調査時点:5月27日現在】

□ 妥結額 14,578円(前年:10,792円)

□ 賃上げ率 4.82%(前年:3.62%)

【調査結果の特徴点】

- 全体平均では妥結額が14,000円を超え、妥結額、賃上げ率ともに加重平均による集計を開始した平成5年以降最高となり、賃上げ率は5%に迫る高水準となっている。
- 企業規模別の妥結額は、29人以下を除き大幅に増加している。
- 産業別の妥結額は、製造業が非製造業より高くなっている。

■大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。

■本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。

■6月中旬に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ
調査資料一覧

<https://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/>

※右のQRコードからもご覧いただけます。



本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約 1,700 組合を調査対象として実施し、5月27日までに妥結額が把握できた678組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな554組合(172,612 人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均＝(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

経済的背景と要求・交渉経過

(1)経済的背景と労使交渉等の動向

〈政府の動向〉

・岸田総理は、令和6年元日の記者会見において、「バブル崩壊から30年がたつが、今年は、日本経済を覆っていたデフレ心理とコストカットの縮み志向から完全に脱却する年にしたい。足元の物価高から国民生活を守り、『物価上昇を上回る賃上げ』を必ず達成しなければならない」と述べるとともに、経済界に対しては、「今年の春闘で昨年を上回る賃上げをお願いし、賃上げ促進税制を中小企業にも使いやすい形で強化する」としました。加えて、「賃上げとの相乗効果を狙い、所得税・住民税の定額減税も6月に実施する」と述べました。

さらには「官民が連携して社会全体のマインドを変えていく。物価上昇を乗り越える賃上げ、グリーンやデジタルの攻めの設備投資など、人・モノ・金がしっかりと動き出し、熱量の高い新しい経済ステージに向けて政策を総動員する」と決意を示しました。

〈労使の動向〉

・連合の芳野会長は、令和5年12月1日に公表した「2024 春季生活闘争方針」をふまえ、「これまでの単なる延長ではなく経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会へとステージ転換をはかる正念場である。すべての働く人の生活を持続的に向上させるマクロの観点と各産業の「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組み強化を促す観点から、前年を上回る賃上げをめざす。賃上げ分 3%以上、定昇相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め 5%以上の賃上げを目安とする」と述べました。

・日本経団連の十倉会長は、令和6年1月5日の経済三団体共催 2024 年新年会後の共同会見において、「コストプッシュ型インフレであるとはいえ、長引くデフレを断ち切って物価が上がり始めたこの機を逃さず、構造的な賃金引上げを実現しなければならない。そのためには、2%程度の「適度な」物価上昇を実現したうえで、ベースアップと生産性向上分を合わせて物価上昇分以上の賃金引上げをめざすというサイクルを構築し継続していく必要がある」と述べ政府・日銀の政策に期待感を示すとともに、「昨年の月例賃金の引上げ率は3.99%(大手企業、経団連調査)と約30年ぶりの高水準であった。今年、そして来年以降も賃金引上げのモメンタムを維持・強化していきたい」と述べました。

〈経済的背景〉

・内閣府は、令和6年1月25日に公表した月例経済報告において、「景気は、このところ一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している」とし、また、先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、世界的な金融引締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。さらに、令和6年能登半島地震の経済に与える影響に十分留意する必要がある」などの判断を示しました。

〈交渉経過〉

・こうした政労使の動向や経済的背景のもと、金属労協(JCM)を構成する産業別労働組合傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出、3月13日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。その後、中堅・中小組合においても交渉が本格化し、現在も交渉が継続されています。

(2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書（2024 春季生活闘争の方針と課題）」 （令和5年12月） 〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「未来づくり春闘」を掲げたこの2年間の取り組みの結果、「人への投資」は企業にとっても国の政策にとっても中心的な課題と位置づけられるようになり20年以上にわたるデフレマインドにも変化の兆し。みられる。 ・足元では、輸入インフレの影響が続いており、短期的には働く人の暮らしをまもるといった視点が重要であるが、同時に中期的には「人への投資」を強化し継続することが構造的な問題の解決と持続的な成長と分配の好循環に不可欠。 ・短期と中期の両方の視点をもって、ステージ転換の移行期を乗り越え、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざしていく必要がある。 ・月例賃金は、最も基本的な労働条件であり、社会的な水準を考慮して決める必要がある。所定内賃金で生活できる水準を確保するとともに「働きの価値に見合った水準」に引き上げることをめざす必要がある。 ・消費全体を回復・増加させるには、月例賃金の改善にこだわり、「底上げ」「底支え」「格差是正」をより強力に推し進め、恒常所得を増やしていくことが王道。 ・国際的に見劣りする賃金水準の改善や格差是正の実現をはかる必要がある。賃上げを継続し、改善幅を拡大していくためには生産性の向上も重要であり、「人への投資」「未来への投資」をこれまで以上に強化していく必要がある。 <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ分3%以上、定昇相当分（賃金カーブ維持相当分）を含め5%以上 ・昇給ルールの導入、導入する場合は勤続年数で賃金カーブを描く。 ・水準は、勤続17年相当で時給1,795円、月給296,000円以上となる制度設計をめざす。 ・企業内すべての労働者を対象に協定を締結。 ・締結水準は、時給1,200円以上をめざす。 <p>○全労連・国民春闘共闘委員会「24 国民春闘 方針」 （令和6年1月） 〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023年9月の実質賃金は前年比2.4%減で18カ月連続のマイナスが続いている。 ・名目賃金は前年同月比で一般労働者は1.2%上昇、物価上昇率は22年7月以降3%以上の高水準が続いている。 ・23春闘での賃上げ水準では、生活改善につながる状況にないことが明確。 ・日本の企業はコロナ禍でも内部留保を増やし続け、中小企業を含めて前年同期末比で11%増の530兆円と過去最高を更新。 ・「賃金が下がり続ける国から引き上げる国への転換」を図ることが大目標。 ・物価高騰が続くもとで、生活改善が実感できる賃金の大幅引き上げや底上げを求める要求をかかげてきた。 <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃上げ要求：月30,000円以上、時給額190円以上 ・最低賃金要求：月225,000円以上、時給1,500円以上 	<p>○経団連「2024年版経営労働政策特別委員会報告」（令和6年1月） 〈連合「2024 春季生活闘争方針」への見解〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連合が2024春闘方針で示している持続的な賃金引き上げの実現、日本全体の生産性向上による「成長と分配の好循環」の必要性、2024年春季労使交渉がわが国経済社会のステージ転換を図る正念場との認識など、基本的な考え方や方向性、問題意識は経団連と多くの点で一致。 ・賃金要求において、高い水準で推移している物価動向への対応として、「前年を上回る賃上げをめざす」とより表現を強めたことは労働運動として理解。 ・賃金引き上げの機運醸成に向けて、中小企業における構造的な賃金引き上げが不可欠との方向性も経団連と同様。 <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2024年以降も、エネルギー・原材料価格の上昇や円安などを背景に物価上昇が続く中、「社会性の視座」に立って賃金引き上げのモメンタムを維持・強化し、「構造的な賃金引き上げ」の実現に貢献していく。 ・自社の労働生産性の改善・向上を図ることで賃金引き上げの原資を確保した上で、物価動向に留意しつつ、「賃金決定の大原則」に則り、成長の果実を、「人への投資」促進の両輪と位置付けている「賃金引き上げ」と「総合的な処遇改善・人材育成」として適切に反映するとの考えに基づいた対応が必要。 ・「賃金引き上げ」にあたっては、月例賃金、初任給、諸手当、賞与・一時金を柱として、労使で真摯に議論を重ね、多様な方法・選択肢の中から適切な結論を見出すことが大切。 ・企業の持続的な成長には、総合的な処遇改善・人材育成による「人への投資」の促進が必要。働き手のエンゲージメント向上と適切な分配を念頭に置きながら、各施策について前向きな検討・実施が望まれる。 ・労使は、「闘争」関係ではなく、価値協創に取り組む経営のパートナーであるとの認識をより強くしながら、経団連は、わが国が抱える社会的課題の解決に向けて、未来を「協創」する労使関係を目指していく。

調査結果の概要

(1) 妥結額・賃上げ率の推移【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 14,578 円(前年:10,792 円)、賃上げ率 4.82%(前年:3.62%)となり、加重平均による集計を開始した平成5年以降過去最高となり、賃上げ率は5%に迫る高水準となりました。

(2) 企業規模別の妥結状況【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、10,917 円（対前年比:2,704 円増、32.9%増）

「300 から 999 人」が、14,314 円（対前年比:4,431 円増、44.8%増）

「1,000 人以上」が、15,017 円（対前年比:3,776 円増、33.6%増）

となり、全ての規模で前年より大幅に増加しました。

(3) 産業別の妥結状況【P7「産業別の妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 16,419 円、非製造業の妥結額平均が 12,663 円となり、製造業が非製造業より高くなっています。

なお、全体平均(14,578 円)と比べて妥結額が高かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「鉄鋼(24,991 円)」、「機械器具(20,253 円)」、「非鉄金属(17,096 円)」等となりました。

一方、低かった業種(集計対象組合が 10 組合以上)は、「医療、福祉、教育、学習支援業(8,207 円)」、「印刷・同関連(9,300 円)」、「情報通信業(9,447 円)」等となりました。

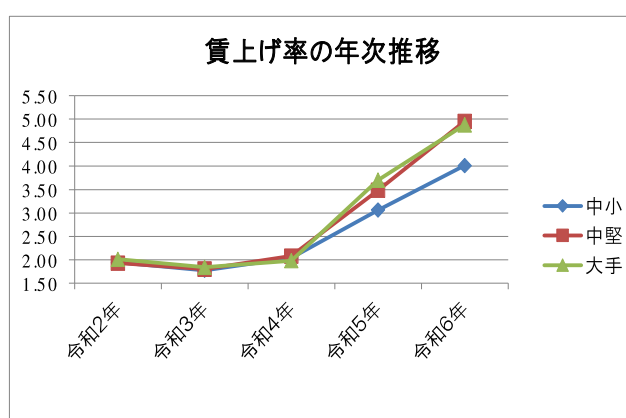
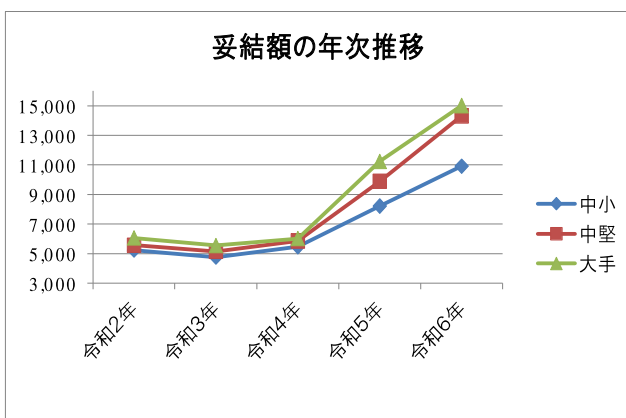
■企業規模別の妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	26	279,465	8,107	2.90
	30～99人	98	263,491	9,465	3.59
	100～299人	137	273,912	11,311	4.13
299人以下		261	272,101	10,917	4.01
300～999人		111	289,354	14,314	4.95
1,000人以上		182	307,994	15,017	4.88
総平均		554	302,284	14,578	4.82

■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	4,256	1.44	5,246	1.89	4,486	1.52	8,179	2.75	8,107	2.90
	30～99人	4,591	1.78	4,132	1.63	5,377	2.08	7,537	2.94	9,465	3.59
	100～299人	5,461	2.00	4,921	1.82	5,529	2.03	8,416	3.10	11,311	4.13
299人以下		5,233	1.94	4,760	1.78	5,476	2.04	8,213	3.06	10,917	4.01
300～999人		5,582	1.93	5,148	1.80	5,867	2.08	9,883	3.48	14,314	4.95
1,000人以上		6,060	2.01	5,546	1.84	6,026	1.98	11,241	3.70	15,017	4.88



※各年の妥結額は、その年の最終報時点で、妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■産業別の妥結状況

(集計組合数:554組合)【加重平均】

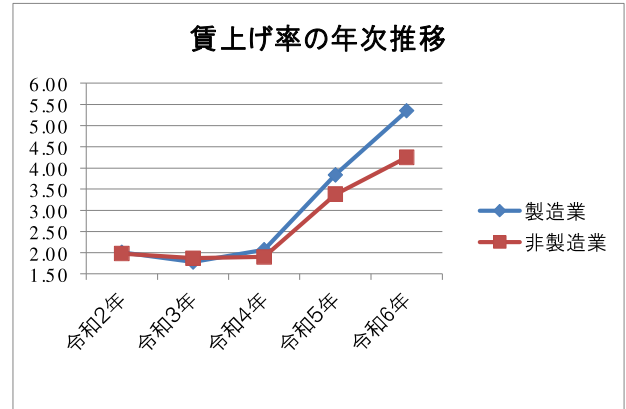
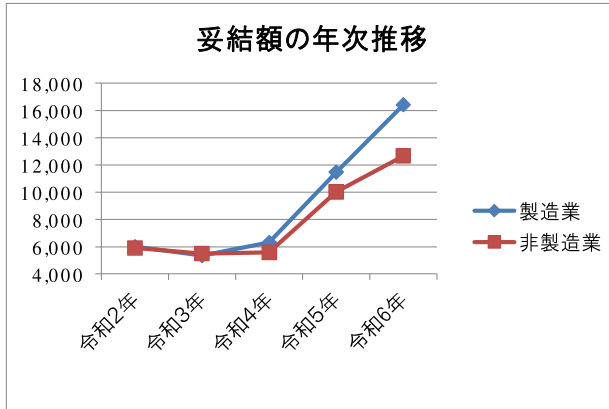
産業	集計組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)	
全産業計	554	172,612	302,284	14,578	4.82	18,055	
製造業平均	372	88,003	306,654	16,419	5.35	19,197	
製造業	食料品・たばこ	36	5,850	304,611	15,995	5.25	17,004
	繊維、衣服	37	5,069	304,303	14,175	4.66	17,041
	木材、家具・装備品	4	893	286,149	14,776	5.16	16,776
	パルプ・紙・紙加工品	8	638	298,550	15,516	5.20	16,525
	印刷・同関連	10	2,419	283,591	9,300	3.28	17,115
	化学	48	9,104	312,958	13,651	4.36	16,592
	石油・石炭製品	1	17	340,050	18,403	5.41	20,403
	プラスチック製品	4	616	264,122	10,496	3.97	10,914
	ゴム、皮革製品	3	201	228,776	6,019	2.63	9,077
	窯業・土石製品	5	275	253,059	9,886	3.91	13,555
	鉄鋼	39	8,139	290,547	24,991	8.60	25,283
	非鉄金属	18	4,751	323,677	17,096	5.28	18,210
	金属製品	51	9,865	268,269	14,882	5.55	15,717
	機械器具	73	23,025	325,410	20,253	6.22	21,919
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	3,553	1.20	14,806
	電気機械器具	11	3,081	317,650	13,843	4.36	17,569
	情報通信機械器具	1	10	324,118	15,400	4.75	21,400
	輸送用機械器具	15	11,515	313,176	10,717	3.42	18,422
	その他の製造	7	2,525	302,590	13,813	4.56	19,838
	非製造業平均	182	84,609	297,740	12,663	4.25	16,695
非製造業	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利	1	25	257,143	18,000	7.00	18,000
	建設業	10	3,792	303,882	12,769	4.20	15,822
	電気・ガス・熱供給・水道業						
	情報通信業	21	1,728	324,339	9,447	2.91	14,047
	うち、通信・放送	2	705	312,283	13,440	4.30	15,027
	うち、情報サービス	1	20	318,564	13,093	4.11	13,093
	うち、情報制作(出版等)	18	1,003	332,928	6,567	1.97	13,376
	運輸業・郵便業	48	30,350	304,271	11,522	3.79	16,295
	うち、私鉄・バス等	18	22,747	307,346	11,535	3.75	15,890
	うち、道路貨物輸送	16	4,978	321,721	8,384	2.61	15,008
	うち、郵便業						
	うち、その他	14	2,625	244,535	17,358	7.10	20,578
	卸売・小売業	62	37,842	294,670	13,331	4.52	16,530
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	3	1,262	297,216	17,405	5.86	18,740
	うち、金融・保険業	1	343	291,057	17,991	6.18	17,900
	うち、不動産業	2	919	299,514	17,187	5.74	19,053
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	2	57	244,387	12,842	5.25	17,500
	飲食店、宿泊業	5	1,472	308,226	19,649	6.37	20,095
	生活関連サービス業、娯楽業	5	603	268,459	13,869	5.17	14,491
	医療、福祉、教育、学習支援業	10	810	276,369	8,207	2.97	18,774
	うち、教育・学習支援業	5	128	284,763	4,669	1.64	26,832
	うち、医療・福祉	5	682	274,794	8,870	3.23	17,153
	複合サービス事業、サービス業	15	6,668	278,685	12,812	4.60	18,464
	うち、複合サービス事業	5	3,759	238,624	10,560	4.43	18,129
	うち、自動車整備・機械修理	2	147	306,928	14,728	4.80	17,929
	うち、賃貸・広告業	1	189	320,837	19,571	6.10	16,783
	うち、その他	7	2,573	332,502	15,496	4.66	19,113

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな521組合の集計結果を表しています。

■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	5,998	2.01	5,341	1.78	6,307	2.07	11,475	3.84	16,419	5.35
非製造業	5,907	1.98	5,493	1.87	5,582	1.90	10,029	3.38	12,663	4.25



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

■参考 単純平均の結果一覧(発表時期別 要求・回答・妥結状況)

	令和6年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和6年	令和5年	令和6年	令和5年	令和6年	令和5年
第1報	3月29日	611組合	657組合	206組合	195組合	117組合	117組合
		21,435円	19,271円	14,231円	9,263円	16,817円	10,739円
第2報	4月19日	743組合	726組合	472組合	428組合	326組合	291組合
		21,244円	18,965円	11,469円	8,348円	13,623円	9,615円
第3報	5月14日	779組合	761組合	576組合	544組合	440組合	427組合
		21,106円	18,747円	12,056円	8,126円	13,726円	8,837円
最終報	6月5日	804組合	771組合	683組合	555組合	678組合	528組合
		20,950円	18,703円	12,034円	8,323円	12,095円	8,500円

※本表では、組合員数や平均賃金額が把握できたか否かを問わず、要求額・回答額・妥結額のすべてもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

■参考 年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況(最終報時点)

区分	集計組合数	内容	回答・妥結額
回答	91組合	年間一時金	1,436,217円
妥結	234組合	夏季一時金	691,019円

※本集計は、春闘時に合わせて年間一時金または夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均し集計したものです。

※夏季一時金の調査結果については、6月中旬以降に順次、発表します。

令和6年6月20日(木)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 裏野・立石

▽直通 06-6946-2604

令和6年 春季賃上げ妥結状況

詳細分析報告

【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月27日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:474組合)

【全体結果】(表1)

項目	令和6年	令和5年	対前年比
妥結額	14,486円	10,115円	4,371円増 (43.2%増)
賃上げ率	4.78%	3.65%	1.13ポイント増

【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年を大幅に上回っている。
- すべての企業規模で前年を大幅に上回っている。
- 産業別では、製造業、非製造業ともに前年を大幅に上回っている。

また、製造業では8割の業種で、非製造業では全業種でプラス傾向となっている。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月27日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた554組合*のうち、前年の妥結額についても把握できた474組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

*この554組合を対象とした加重平均結果については、6月7日公表の令和6年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

調査結果の詳細分析【集計組合数:474組合】

(1) 妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額14,486円(前年:10,115円)が、対前年比4,371円増・43.2%増となり、前年を大幅に上回る結果となりました。

(2) 企業規模(従業員数)別の妥結状況【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、

「299人以下」が、対前年比2,681円増・33.4%増(令和6年:10,705円 令和5年:8,024円)

「300から999人」が、対前年比5,192円増・53.8%増(令和6年:14,844円 令和5年:9,652円)

「1,000人以上」が、対前年比4,397円増・42.2%増(令和6年:14,809円 令和5年:10,412円)となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和6年	令和5年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	22	7,844	6,210	1,634	26.3	
	30~99人	89	9,634	7,294	2,340	32.1	
	100~299人	119	11,035	8,248	2,787	33.8	
299人以下		230	10,705	8,024	2,681	33.4	↗
300~999人		89	14,844	9,652	5,192	53.8	↗
1,000人以上		155	14,809	10,412	4,397	42.2	↗
全体加重平均		474	14,486	10,115	4,371	43.2	/
全体単純平均(参考)			12,762	8,873	3,889	43.8	

※ 増減傾向は、5%以上の増減率を太矢印、1%以上5%未満の増減率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-(1), (2) 参照】





産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 16,545 円(対前年比 5,080 円増、44.3%増)、非製造業が 12,615 円(対前年比 3,727 円増、41.9%増)となりました。

製造業では、18 業種のうち 15 業種でプラス傾向となりました。

非製造業では、11 業種全てでプラス傾向となりました。

なお、集計組合数が 10 組合以上あった業種のうち、前年に比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3) 前年に比べ増減率の大きい上位 3 業種と下位 1 業種

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向	
鉄鋼	36	7,697	25,321	10,450	14,871	142.3		全体の8割強にあたる30組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い製鉄、鋼材関係の大手・中堅組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
金属製品	46	8,947	15,559	8,567	6,992	81.6		全体の7割強にあたる33組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い一部大手組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
運輸業・郵便業	42	29,559	11,619	7,398	4,221	57.1		全体の8割強にあたる35組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が概ね好調であると判断できる。また、組合員数の多い鉄道、バス関係の組合が大幅なプラスで妥結していることが、全体の平均額を押し上げている。
輸送用機械器具	13	10,694	10,981	12,557	▲1,576	▲12.6		全体の8割強にあたる11組合が前年よりプラス妥結しており、同業種が不調であるとは言い難い。組合員数の多い自動車関係の一部大手組合が前年より大幅なマイナスで妥結していることが全体の妥結額を押し下げている。

※ 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-1) 産業別の妥結状況(製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
製造業	323	72,543	16,545	11,465	5,080	44.3	↗
食料品・たばこ	32	5,189	16,589	10,758	5,831	54.2	↗
繊維、衣服	34	5,026	14,241	10,752	3,489	32.4	↗
木材、家具・ 装備品	4	893	14,776	13,964	812	5.8	↗
パルプ・紙・ 紙加工品	5	448	15,888	12,115	3,773	31.1	↗
印刷・同関連	9	2,317	9,396	7,209	2,187	30.3	↗
化学	38	5,957	14,362	12,533	1,829	14.6	↗
石油・石炭製品							↘
プラスチック製品	3	577	10,040	8,967	1,073	12.0	↗
ゴム、皮革製品	3	201	6,019	4,849	1,170	24.1	↗
窯業・土石製品	2	83	9,558	12,940	▲ 3,382	▲ 26.1	↘
鉄鋼	36	7,697	25,321	10,450	14,871	142.3	↗
非鉄金属	18	4,751	17,096	11,912	5,184	43.5	↗
金属製品	46	8,947	15,559	8,567	6,992	81.6	↗
機械器具	65	15,395	20,545	14,242	6,303	44.3	↗
電子部品・ デバイス	1	10	3,553	10,054	▲ 6,501	▲ 64.7	↘
電気機械器具	9	2,329	13,423	12,129	1,294	10.7	↗
情報通信 機械器具	1	10	15,400	12,400	3,000	24.2	↗
輸送用機械器具	13	10,694	10,981	12,557	▲ 1,576	▲ 12.6	↘
その他の製造	4	2,019	13,198	4,794	8,404	175.3	↗

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-(2)) 産業別の妥結状況(非製造業)【加重平均】

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和6年 (円)	令和5年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
非製造業	151	79,844	12,615	8,888	3,727	41.9	↗
農林水産業							↘
鉱業・採石・砂利	1	25	18,000	11,814	6,186	52.4	↗
建設業	9	3,552	13,164	9,276	3,888	41.9	↗
電気・ガス・熱供給・ 水道業							↘
情報通信業	17	1,364	8,880	7,686	1,194	15.5	↗
うち、通信・放送	1	373	15,000	11,000	4,000	36.4	↘
うち、情報サービス	1	20	13,093	5,461	7,632	139.8	
うち、情報制作(出版等)	15	971	6,443	6,458	▲15	▲0.2	
運輸業・郵便業	42	29,559	11,619	7,398	4,221	57.1	↗
うち、私鉄・バス等	14	22,005	11,681	7,305	4,376	59.9	↘
うち、道路貨物輸送	15	4,931	8,285	8,151	134	1.6	
うち、郵便業							
うち、その他	13	2,623	17,363	6,769	10,594	156.5	
卸売・小売業	53	36,554	13,440	9,838	3,602	36.6	↗
金融・保険業、不動産、 物品賃貸業	2	919	17,187	12,156	5,031	41.4	↗
うち、金融・保険業							↘
うち、不動産業	2	919	17,187	12,156	5,031	41.4	
うち、物品賃貸業							
学術研究、専門・ 技術サービス業	2	57	12,842	7,852	4,990	63.6	↗
飲食店、宿泊業	2	631	14,889	9,496	5,393	56.8	↗
生活関連サービス 業、娯楽業	3	38	11,522	9,267	2,255	24.3	↗
医療、福祉、教育、 学習支援業	8	765	8,308	4,809	3,499	72.8	↗
うち、教育・学習支援業	5	128	4,669	6,040	▲1,371	▲22.7	↘
うち、医療・福祉	3	637	9,039	4,562	4,477	98.1	
複合サービス事業、 サービス業	12	6,380	12,613	10,341	2,272	22.0	↗
うち、複合サービス事業	4	3,695	10,516	7,690	2,826	36.7	↘
うち、自動車整備・機械修理	2	147	14,728	9,864	4,864	49.3	
うち、賃貸・広告業							
うち、その他	6	2,538	15,544	14,228	1,316	9.2	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。